平成 25 年 5 月 21 日

各　　位

会 社 名　明 和 産 業 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　山邉　福二郎
（コード番号　8103　東証第一部）
問合せ先　取締役総務本部長　池田　成昭
（TEL.03-3240-9011）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の平成 24 年度定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 26 条（社外取締役の責任免除）の規定を新設するとともに、現行定款第 26 条以下を各 1 条ずつ繰り下げるものであります。

なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（ 新　　設 ）	第 26 条（社外取締役の責任免除） 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、8 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第 26 条～第 43 条　（条文省略）	第 27 条～第 44 条　（現行どおり）

３．日　程

変更のための株主総会開催日　平成 25 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日　　平成 25 年 6 月 27 日

以上